

# 高齢者の声を聞け！ 私たちの声を聞け！ こんどは 安倍総理大臣への直訴だ！

「私も不服よ」「私にも参加させてくれ」  
安倍年金切り捨て政策に怒る 全国津々浦々からの12万6千人の声！  
そして、冷たい「却下」のひとことで切り捨てられる12万6千人の思い！

しかし、私たちは負けない！ 負けるわけにはいかない！  
4千万年金受給者のくらしと  
いのちの尊厳がかかっているから 負けるわけにはいかない！

やはり声をあげよう。声を届けよう。  
高齢者の声を聞け！ 私たちの声を聞け！  
10万、20万、いや、30万。多いほどいい。  
私たちの請願書をど〜んと 積み上げよう！

今年10月17日年金者一揆は、総理大臣への直訴だ。  
年金下げな！ 最低保障年金をつくれ！  
尊厳ある老後のくらしを保障せよ！

高齢者にかかるコストをどう抑制するか、ではない。  
生存を基礎とする人格権が問われている。

そう、今年の秋の年金者一揆は、総理大臣への直訴だ。  
今年は全国から集まろう！  
請願書をど〜んと 積み上げよう。高齢者の思いを！



〒170-0005  
東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL03-5978-2751 FAX03-5978-2777  
honbu@nenkinsha-u.org

<発行>  
全日本年金者組合

# 年金と くらし守れ！



# 20万請願 大運動成功へ

## もくじ

- 1、12万6千人の不服審査運動の成功を  
力に年金削減阻止のとりくみを  
発展させよう……………2
- 2、年金削減をすすめる「マクロ経済ス  
ライド」の廃止を……………4  
○検討課題とされるそのほかの年金改悪  
……………6
- 3、最低保障年金の実現で無年金・低年  
金をなくし、だれもが安心できる高  
齢期を……………7  
○「最低保障年金制度」のしくみ…8  
○年金者組合の「最低保障年金制度の第  
2次提言」……………9
- 4、社会保障の財源は消費税によらないで  
……………10  
○請願用紙……………11

全日本年金者組合

# 1 12万6千人不服審査運動の成功を力に年金削減阻止のとりくみを発展させよう

## ① 「20万請願大運動」の意義

年金1%削減に異議を申し立てる行政不服審査請求の大運動は、12万6642人を組織し大きな成功をおさめることができました。これは、広範な年金者・高齢者の怒りの強さを示すものでした。

不服審査運動は、年金を3年間で2.5%引き下げるなどの「年金削減の流れ」にストップをかけるためのものでした。この運動の成功を力に年金をはじめとする要求運動を強めなければなりません。すでに、厚生労働省要請・衆参全国会議員要請などを行い、全国的にも街頭宣伝、地元国会議員事務所要請などにとりくんでいます。

12万人余の運動をさらに発展させるために、20万人を超える個人請願を組織する「20万請願大運動」にとりくみます。この運動の成功は、年金者・高齢者・国民のさらに大きな怒りと要求を結集することになり、要求実現の大きな力になります。



### 請願の要点は次の4点です

1. 「マクロ経済スライド」を廃止して、これ以上の引き下げをやめること。
2. 消費税によらない「最低保障年金制度」をつくること（当面、基礎年金国庫負担分約3.3万円を無年金・低年金者に支給すること）。
3. 国民年金保険料納付期間の延長や年金支給開始年齢のさらなる引き上げをしないこと。
4. 消費税増税を元に戻し、10%への増税はやめること。

## ② 年金や私たちの要求についての学習を

都道府県本部、支部などで学習会が行われ審査請求運動の力になりました。この成功に学んで「20万請願大運動」でも学習運動を呼びかけます。

運動の意義や年金をめぐる情勢を確認し、要求項目の内容やその正当性を学ぶ学習会や決起集会を行い意思統一しましょう。

## ③ 組織と世代を超えた国民的運動へ

審査請求運動では、各都道府県本部で組合員数を大きく上回る審査請求人を組織しました。それは、組合員の家族・友人・知人へ運動を広げただけではなく、友誼団体・高齢者団体などの協力が得られたからです。

今度の請願運動は、その教訓を生かし徹底してとりくむことが重要です。この運動は、年金を受給しているかどうかにかかわらず誰でも参加できる運動です。世代を超えて訴え20万人を組織しましょう。

## ④ 20万請願大運動の節目

6月～7月：学習・意思統一期間

第1次集約：8月15日

第2次集約：9月15日

第3次集約：10月15日（第1次提出行動）

第4次集約：12月15日（第2次提出行動）

（第32回中央委員会12月16～17日）

秋の拡大月間  
（10月～12月）

## ⑤ 10月17日は年金一揆、仲間づくりと「20万請願大運動」の総決起デー

### 高齢者の声①

#### まるで詐欺にかかったよう

年老いた時の年金だからこそ一生けんめい掛けてきたのに、いざもらうときは、なんだかんだと減額されてばかりで、まるで詐欺にかかったようです。安心して老後がすごせるようにしてほしいものです。

（68歳 男性）

### 高齢者の声②

#### この先どうなるか心配でたまらない

自営業。高齢化で客が減っている。税金は高く、保険料も高額で、その日ぐらして貯金もできない状態。仕事もいつまでできるかわからず、この先どうなるか心配でたまらない。

（70歳 男性）

# 年金削減をすすめる 「マクロ経済スライド」の廃止を

## ① 年金はどうなっているか

2013年10月に続いて今年4月には2回目の年金削減が行われました。4月の1%については、物価スライドによるプラス0.3%が加わったため年金額の削減は0.7%になりましたが、実質は1%の削減です。これにより法律で予定された2.5%削減のう

ち0.5%が残されるのみとなりました。

今年の物価・賃金が0.5%を超えて上った場合、来年4月には「マクロ経済スライド」適用の可能性が出てきます。これによって「年金削減の流れ」が本格化します。

## ② 「マクロ経済スライド」とはどんなしくみか

「マクロ経済スライド」は年金の給付水準を引き下げるしくみで、2004年の「年金改革」でつくられました。この「改革」は、基礎年金の国庫負担を2分の1にした上で、年金保険料を2017年まで毎年引き上げ、それらと積立金運用

収入の範囲内に年金給付を抑え込む方式を採用するものでした。そのしくみは、本来なら、消費者物価指数と手取り賃金の変動にあわせて改定する年金の上げ幅を、少子・高齢化に応じて縮小するものです。具体

## ③ 「マクロ経済スライド」の発動は何をもたらすか

アベノミクスによる物価上昇のなか4月には消費税が増税されました。2014年の消費者物価指数は、3%を超えるのではないかと想定されます。年金はどうなるのでしょうか。

2004年「年金改革」では、物価スライドの改悪

的には、平均余命の伸びを0.3%と見込み、それに現役の人の減少率を加えて決めます。

なお、この率は、2004年当時年平均0.9%と試算されていましたが、現在では1%を超えるものとみられています。

も行われました。それは、①消費者物価指数が上がっても手取り賃金がプラスにならないと、物価スライドをしない、②物価指数の上げ幅より賃金の上げ幅が小さい場合、低い方の賃金で物価スライドをする、というものです。

安倍首相の公約とは裏腹に、物価があがっても賃金はほとんど上がらないのが現状です。物価指数が3%あがっても、賃金の変動幅が1.5%にとど

まれば、物価スライドは1.5%にされます。そこに1.0%の「マクロ経済スライド」が適用されれば年金は0.5%しか上がらないこととなります。

## ④ 「マクロ経済スライド」のさらなる改悪

「マクロ経済スライド」は、物価が上がっても年金を目減りさせる、つまり、年金の実質的な価値を引き下げるものです。しかし、これは、名目的な年金の額そのものの引き下げはできないしくみです。

そのため2.5%の削減が終わっても、物価や賃金が上がらないと「マクロ経済スライド」は適用できないのです。そこで、物価や賃金低下のもとで

も年金額そのものの引き下げを可能にする改悪が検討課題とされています。

5年に1度の「財政検証」の結果が6月3日発表されました。そこでは3つの年金改悪案が「オプション試算」されています。早速政府は年金改悪の検討に入ります。なかでも「マクロ経済スライド」の改悪が最優先課題です。

## ⑤ 「年金削減の流れ」は国民みんなの問題

政府・厚生労働省と審議会などの「有識者」だけでなく、マスコミの多くも「年金の持続可能性」のために「マクロ経済スライド」の必要性を主張しています。「年金を削らないと積立金がなくなり将来世代の年金が減ってしまう」などというのです。

しかし、次々と年金世代の仲間入りをする現役

世代が受け取る年金は、下げられていく年金です。今の年金を下げれば将来もっと高い年金が受け取れるわけではありません。年金削減によって実現する「持続可能な年金制度」は高齢期の生存権を保障できる制度ではありません。「将来世代」のための「年金削減」はごまかしです。

**新規裁定者** 年金改定率＝一人当たり賃金の伸び率－スライド調整率  
(実績値)

**既裁定者** 年金改定率＝物価上昇率－スライド調整率  
(実績値)

スライド調整率＝公的年金被保険者数の減少率(実績値)  
＋平均的な年金受給期間(平均余命)の  
伸び率を勘案した一定率

※高齢者の生活にも配慮し、前年度の年金額を下回らない調整とする(名目年金額下限額)



### 高齢者の声③

子どもはアルバイト、  
低収入で、私たちは病院通い

3人目の子どもはアルバイト、2人目の子どもは職についているが、結婚できる収入でない。私たちは、夫婦ともに病院通いで大変。年金を下げられたら困る。

(71歳 女性)

## 検討課題とされるそのほかの年金改悪

昨年8月の社会保障国民会議の報告や12月公布の「社会保障プログラム法」には、「マクロ経済スライド」の改悪のほか、次の「課題」があげられています。

### 1) 「高齢期における就労と年金受給のあり方」

老齢基礎年金の支給は65歳からです。老齢厚生・退職共済年金の支給開始年齢は、現在65歳に向けて段階的引き上げの途中です。

国民年金保険料納付期間40年を65歳未満まで延長して45年間にする、年金支給開始年齢のさらな

る引き上げを検討するものです。少子化のもとで減少する労働力として高齢者の労働力を活用し、併せて保険料収入を増やし給付を抑えて年金財政の足しにするのがねらいです。これは高齢期の生活を破壊する重大な改悪です。

### 2) 「高所得者の年金給付及び年金課税のあり方」

高所得者の年金減額と、その方法としての年金課税を重点とする検討です。

現在「公的年金等控除」の「最低保障」は65歳以上120万円、65歳未満70万円です。その縮小による増税の検討です。また、現在非課税とされてい

る障害年金や遺族年金を課税対象にすることも検討課題です。年金課税の検討は、「高所得」を名目に広く年金生活者に負担増を押しつけようとするもので、絶対に認めることができません。

### 3) 「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大」

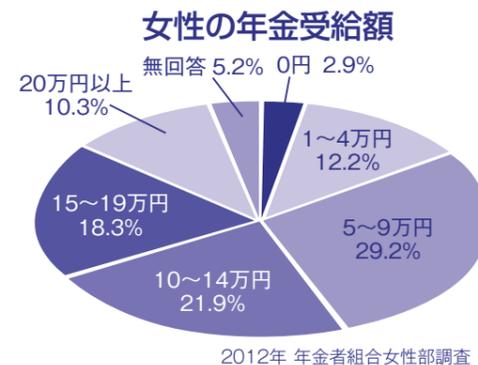
短時間労働者の厚生年金の適用は、現在、週30時間以上の勤務者を対象にしています。2012年成立の「年金機能強化法」で週20時間以上を対象に拡大することが決まり2016年10月実施されますが、制

限が多く対象が約25万人程度にとどまります。労働者を厚生年金の対象にすることは当然です。しかし、低賃金のままの拡大は、低年金の解決にはほど遠く年金水準の低下につながります。

年金改悪は、どれもすべての国民の高齢期の問題であり、現在の高齢者だけの問題ではありません。私たちの運動は、すべての国民のための運動に他なりません。

## 無年金・低年金は深刻、とりわけ女性は…

無年金・低年金の高齢者のくらしが大変なかで、とりわけ女性の年金は男性の約半分で、きびしいのです。年金者組合の女性部の実態調査によっても、一番多いのが月額5～9万円です。女性はひとり暮らしになることが多いので、生活はいっそうきびしくなります。



# 3 最低保障年金の実現で 無年金・低年金をなくし、 だれもが安心できる高齢期を

## ① 追いつめられる高齢者が多数

65歳以上の年金受給者3031万人のうち、基礎年金のみの受給者は1047万人もいます。また、公的年金全体でも、月額10万円以下の方が約半分です。女性の多くが基礎年金のみで、そのうち一番多いのが月額3～4万円です。特にひとり暮らしの女性は、経済的に大変きびしい生活を強いられることとなります。

年金だけではくらしがいきづまるとおびえています。医療・介護が必要になると、さらに大変です。家族の態様も変わり、子どもに援助が期待できない、あるいは、逆に子どもを援助しなければならない人も増えています。多くの高齢者が経済的に追いつめられ、ぎりぎりの生活です。

## ② 現役の人の将来はさらに不安

現役の人も雇用状況が悪化しています。賃金はこの10数年間下がり続け、非正規雇用者の割合は上がり、全労働者の4割近くになっています。国民年金の保険料納付率は、特に若い世代で低く、25歳～34歳では、50%を切っています。低賃金や不

安定雇用が拡大され、それがそのまま年金にはねかえる制度では、将来、年金でくらす見通しはたちません。現在の高齢者も、将来の高齢者も、安心して老後をおくるためには最低保障年金制度を確立する必要があります。

## ③ 国連が無年金・低年金の改善、 最低保障年金制度の確立を勧告

昨年、5月17日、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」は、日本政府の第三回報告書を審査し、日本政府に対して勧告を出しました。そのなかで、日本には無年金・低年金者が多いこと、また女性が低年金であることに懸念を表明し、これを改善すること、そして、あらためて最低保障年金制度をつくるよう勧告しました。

いま、世界では、高齢化社会の進展で受給年齢の引き上げなど改悪がすすんでいるなかでも、最低保障の部分は手厚くというのが、主要な流れに

なっています。保険料によらない（税金などによる）年金は、世界で100カ国以上で実施されています。

すべての高齢者が人間らしく生きられる年金制度は、憲法で保障された生存権であり、国連でも重要な人権問題として勧告されているのです。日本でも一刻も早く最低保障年金実現のための検討に入るべきです。

# 「最低保障年金制度」のしくみ

「最低保障年金制度」には全く異なる2つのしくみがあります。

## 年金一元化を前提とするしくみ

その1つが、年金一元化、つまり、すべての人が同じ年金制度に加入する年金制度を前提とするものです。

これは、すべての被保険者から所得に応じた保険料を徴収して、納付した保険料に比例する「所得比例年金」を支給し、その額の低い人に税財源による「最低保障年金」を補完的に支給するというものです。

このしくみは、スウェーデンなど北欧の制度に多く採用されており、民主党の年金改革案はこれに該当します。

## 「最低保障年金」を1階部分とするしくみ

今ひとつは、「基礎年金の税方式化」といわれます。

このしくみは、すべての高齢者に「最低保障年金」を支給し、収入に応じた保険料による年金を2階部分とするしくみです。

年金者組合の提案もこのしくみです。全労連の提案も、連合の提案も若干の手直しをしていますがこのしくみです。経済同友会など財界も以前からこれを提案していますが、2008年当時、日経新聞や種々の団体がこのしくみを提案しました（パンフ「どうなる、どうする年金制度」参照）。

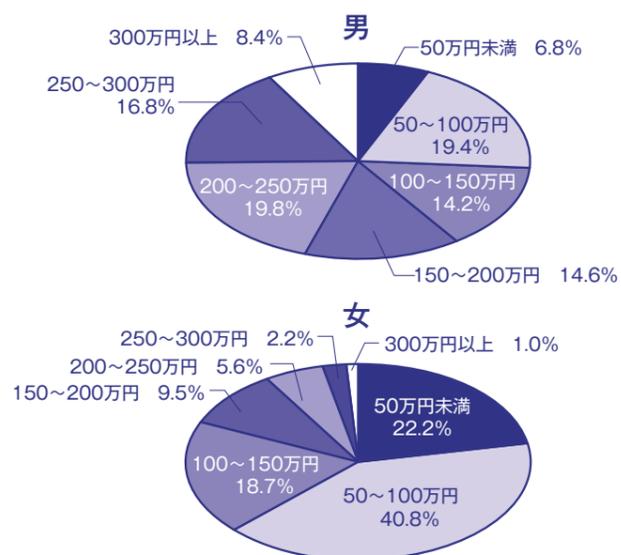
日本共産党の提案もこのしくみに大別されます。

## 無年金・低年金者に基礎年金の国庫負担分の支給を

年金者組合は、最低保障年金制度ができるまでの措置として、基礎年金の国庫負担分（約3.3万円）を満額受け取っていない無年金・低年金者に、満額に足りない額を支給することを要求しています。

国庫負担分は税金であり、保険料納付に関係なく支給すべきです。実現すると、受け取っている国庫負担分と約3.3万円との差額だけ年金が増えることになります。

公的年金受給者の受給額別分布



(注) 厚生労働省「高齢年金受給者実態調査(平成24年11月調査)より

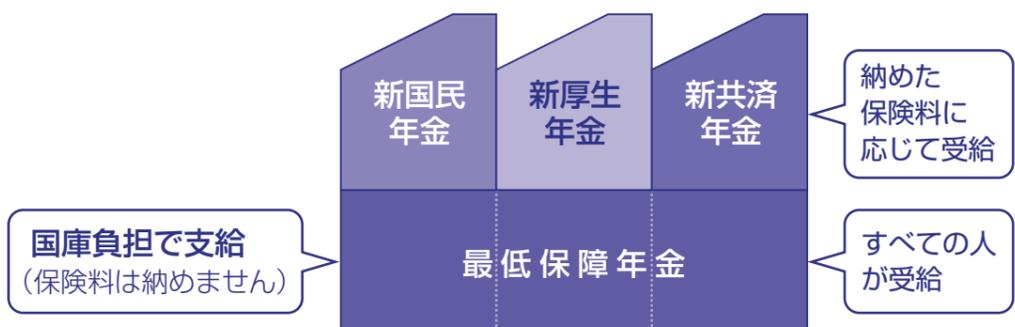
# 年金者組合の

## 「最低保障年金制度の第2次提言」

年金者組合は、2005年第17回定期大会で「最低保障年金制度の第2次提言」を決定しました。

「第2次提言」が提案する「最低保障年金制度」は、すべての高齢者に月額8万円を支給する全額国庫負担による「最低保障年金」を1階部分とし、収入に応じて納付した保険料額にみあう年金を2階部分とする制度です。

### 全日本年金者組合の提案



- ① 「最低保障年金」の支給要件は、日本在住10年。
- ② 支給額は月額8万円。
- ③ すでに納めた国民年金保険料は、2階部分の新国民年金として支給。
- ④ 主な財源は、応能負担の税収とする。現在の基礎年金の国庫負担分と、企業負担分は、「最低保障年金」の財源の一部とする。

## 社会保障の財源は 消費税によらないで

### 高齢者・国民の生存おびやかす消費税増税

年金が引き下げられ賃金も上がらず、国民にとって「景気回復」の実感がありません。食料・燃料などの物価が上がるなか、消費税増税が高齢者・国民の生活に追い打ちをかけ、所得の低い人は生きていけません。消費税増税は、社会保障財源のためとされましたが、「改善」に使われるのは約1割、大半は、景気対策を口実とした大型公共事

業や大企業の税負担を軽くするために使われています。

そもそも消費税は、収入の少ない人ほど負担が重く、反対に、輸出大企業は、莫大な輸出戻し税を受け取るという究極の不公平な税金です。これは、社会保障財源としてもっともふさわしくない税金です。

### 社会保障の財源について

憲法25条は、第1項で国民に「健康で文化的な最低限度の生活」、生存権を保障し、第2項で、国にその保障を求めています。そのための費用、社会保障の財源は、「所得再分配」によって確保されるべきものです。

#### (1) 「所得再分配」

賃金や事業所得、役員報酬など、所得の格差は、拡大しています。これは、資本主義経済の宿命ですが、今日、新自由主義のもとで極端になっています。これを放置すれば、一方の極に巨大な富が蓄積され、他方の極には膨大な数の貧困者がつくられることとなります。

これでは、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することはできません。そこで国が、負担能力に応じた税金や社会保険料を財源に、必要なところに所得を配分し直すのが「所得再分配」です。

#### (2) 「応能負担」の課税原則

「所得再分配」を支える課税の基本原則は、負担能力に応じて課税する「応能負担原則」です。この原則に従えば、すべての所得を合計して課税する「総合課税」でなければならず、所得額の大きさに応じて税率を高める「超過累進課税」でなければなりません。また、生活費には課税しないのが大切な原則です。

負担能力の点では、株の配当や売買益など不労所得には重く、賃金や業者の事業所得などの勤労所得には軽く課税するべきです。消費税は、生活費に課税するものであり、社会保障の財源として最もふさわしくない税制です。

#### (3) 大企業・多国籍企業と富裕層に社会的責任を求める

現実は、株の配当や売買益では、分離課税を認め軽減税率（10%）の特例措置がとられ、所得税・個人住民税、相続税では、1989年の消費税の導入以後累進性が弱められてきました。法人課税では、累進課税がほとんどされていないだけでなく、税率が引き下げられたうえ、研究開発減税や連結納税制度など、様々な優遇税制がつけられています。そのため大企業は、多額の配当や役員報酬を支払った上、膨大な内部留保を積み上げています。

2012年4月から法人実効税率（法人税・法人事業税・法人住民税）が約5%引き下げられ、2013年度税制改正では、消費税増税と引き換えに所得税と相続税の最高税率をわずかに引き上げたものの、富裕層優遇は維持され、法人税の優遇をさらに強化しています。その上、復旧特別法人税が廃止され、法人実効税率20%台への検討が進められています。

社会保障財源を確保するためには、大企業・多国籍企業や富裕層に社会的責任を負わせることが必要です。そのためにも法人課税の国際的な引き下げ競争を止めさせ、租税回避地などを利用した企業や富裕層の課税逃れを許さない国際協力が求められます。

## 内閣総理大臣 安倍晋三 様

年金削減中止、最低保障年金の実現など

# 直訴 年金とくらし守れ 請願書

年金削減を不当とする不服審査請求が12万6千642通提出されました。物価上昇、消費税増税、医療・介護の改悪のなか、年金が下げられ続けようとしています。少子高齢化に合わせて年金を毎年下げていくしくみ、「マクロ経済スライド」も動きだそうとしています。これでは高齢者はくらしができません。

非正規雇用が増え、若い人もこのままでは将来の年金が不安です。だれもが高齢期に安心してらせるよう下記事項について請願します。

#### 【請願項目】

1. これ以上の年金引き下げはやめてください。年金引き下げのしくみ「マクロ経済スライド」は廃止してください。
2. 「最低保障年金制度」をつくってください。当面、基礎年金の国庫負担分約3.3万円をすべての無年金・低年金者に支給してください。
3. 国民年金の保険料納付期間の延長と年金支給開始年齢のさらなる引き上げをやめてください。
4. 消費税増税を元に戻し、10%への増税は中止してください。

#### 【私の訴え】

---



---



---



---



---

（スペースが足りない方は裏面にもどうぞ）

年 月 日

請願者 住所

氏名

全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20  
TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777